

日本の信託と代表的商品の歴史

1945年～1960年代

奇跡的復興、高度経済成長と貸付信託等



公益財団法人

トラスト未来フォーラム

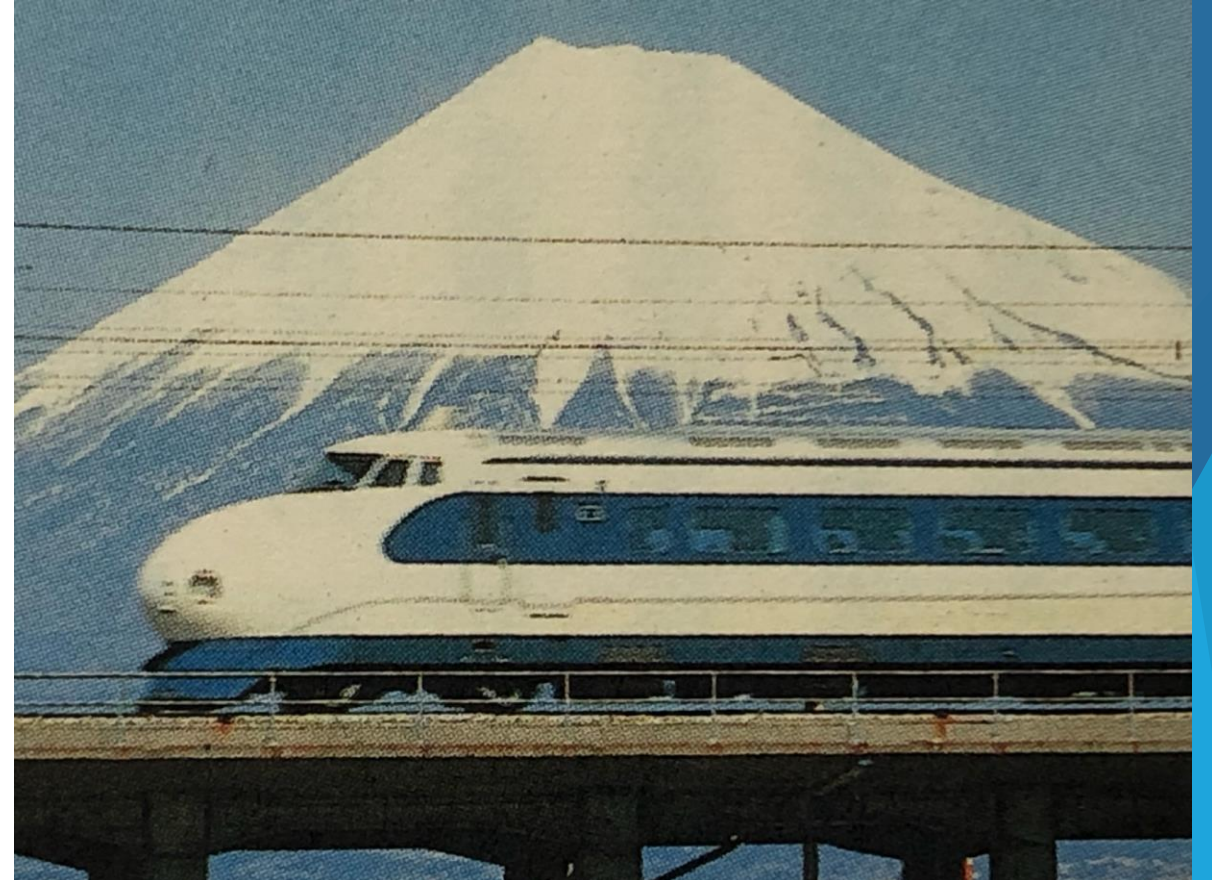
時丸和好

短期間で奇跡的復興から高度経済成長へ

戦災



1964年東海道新幹線開通



▶ 1945年8月、第2次世界大戦終結、工業部門の生産設備は壊滅的な打撃。

▶ 1948年、信託会社は信託銀行に。


▶ 1952年、貸付信託創設。

経済復興のための基礎産業への資金提供、

広く個人大衆から長期の貯蓄資金吸収、

安全・有利・便利で人気に。

1952年の最初の貸付信託募集広告（住友信託銀行）



いちばん確実で
いちばん有利な

住友の 貸付信託


第一回賣出し 受益証券

無記名
記名
の取扱いを
承ります

高利廻の配当予想

5年もの	年9分5厘見当
2年もの	年8分7厘
1年もの	年7分6厘

10万円まで無税
(貯蓄給付税)
只今お取扱中
8月20日(水)まで



住友信託銀行

本店営業部
難波支店

大阪市東区北浜5丁目22(住友ビル内)
大阪市東区船場4丁目1番地(住友ビル内)

▶ 1949年、株式取引再開。

▶ 1951年、証券投資信託設定。

証券の民主化、個人大衆資金の吸収、
株式市場活性化を図ることを狙った。

投資信託委託会社が財産の運用を指図し、
受託者（信託銀行）が財産を管理。

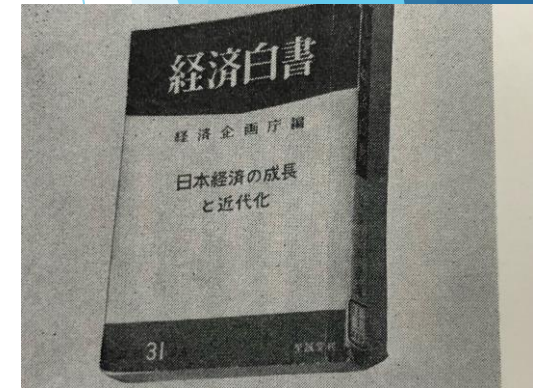
▶ 社会・経済環境変化に対応して成長が続く。

当時の証券投資信託受益証券



- ▶ **1950年代前半は、朝鮮戦争特需ブーム。**
- ▶ **1955年以降「神武景気」「岩戸景気」へ。**
- ▶ **「もはや戦後ではない」（1956年度）。**

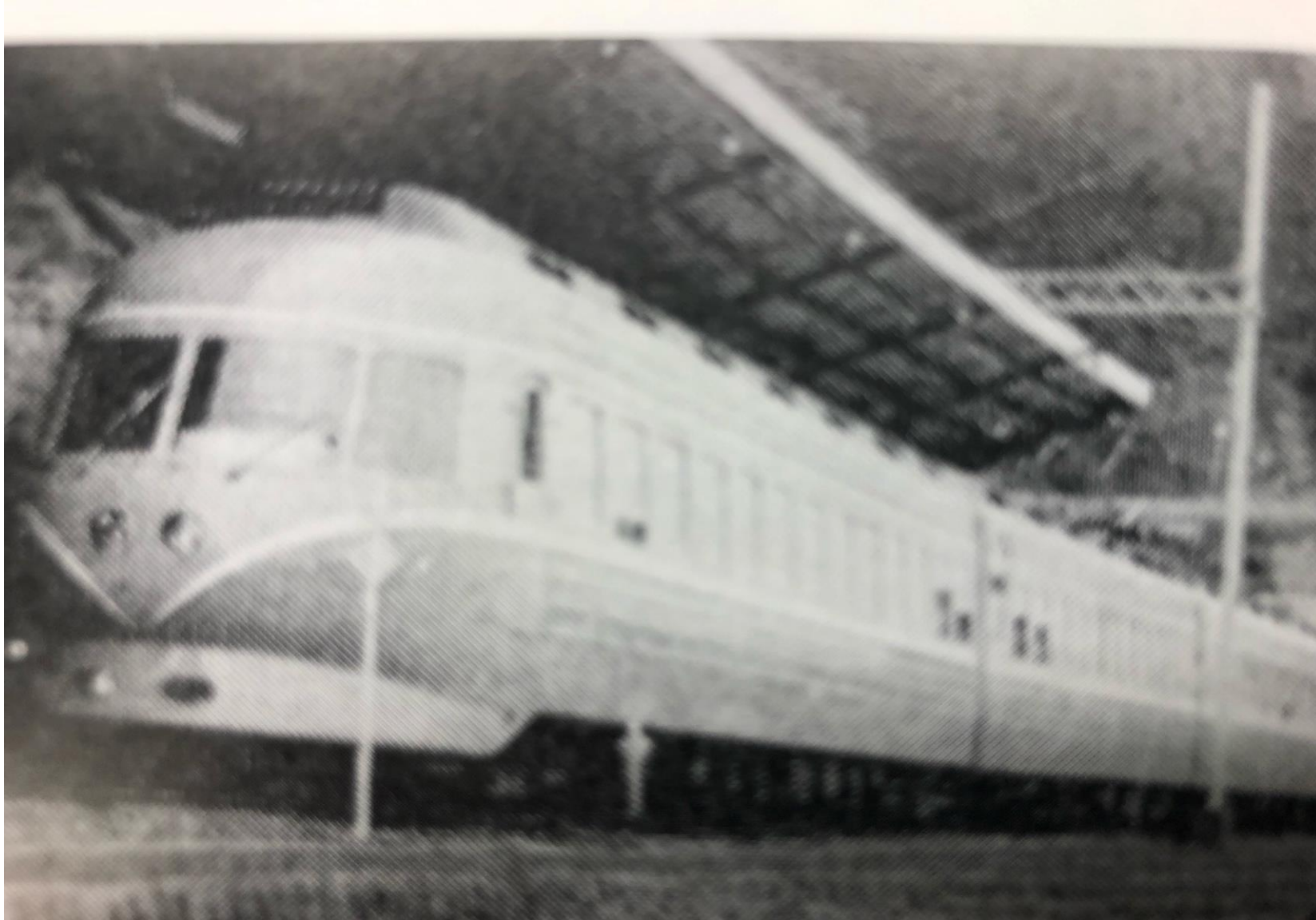
**技術革新で新産業・新製品が誕生、
高度経済成長がスタート。**



- ▶ **高成長下の企業・個人ニーズに対応し、
貸付信託が急成長。**

動産設備信託や証券代行業務の取扱開始。

1957年の住友信託銀行の動産設備信託 (小田急電鉄ロマンスカー)



貸付信託の特徴

- ▶ 合同運用指定金銭信託の一種。
- ▶ 元本補填付き、予想配当率明示。
- ▶ 貸出先は、当初基幹産業に集中、産業構造の変化等に対応して運用先拡大。
- ▶ 信託銀行を代表する商品として成長。
- ▶ 1981年収益満期受取型「ビッグ」取扱開始。
- ▶ 1990年代初頭に残高50兆円を突破。

貸付信託ビッグのパンフレット（三井信託銀行）



貸付信託の募集停止

【2000年以降、順次募集停止の背景】

- ▶ 経済が成熟し企業の長期借入需要が減少。
- ▶ 金融自由化が進む中、預金との差別化困難に。
- ▶ 顧客別金利設定等の機動的対応ができない。
- ▶ 残高減少、不良債権処理が進む中でのALM。
- ▶ BISのリスクウェイト引き上げ。
- ▶ 商品・維持管理の事務負担考慮。

貸付信託末期の合同運用指定金銭信託多様化・ 変動金利預金等の例（住友信託銀行）

（1996年～2004年）

- ▶ 1996年 変動金利定期預金 「トリプル」
- ▶ 1997年 実績配当型金銭信託 「ファインプレー」
- ▶ 2000年 5年変動金利定期預金
- ▶ 2002年 運用先明示型実績配当型金銭信託
- ▶ 2004年 変動・固定金利定期預金 「グッドセレクト」

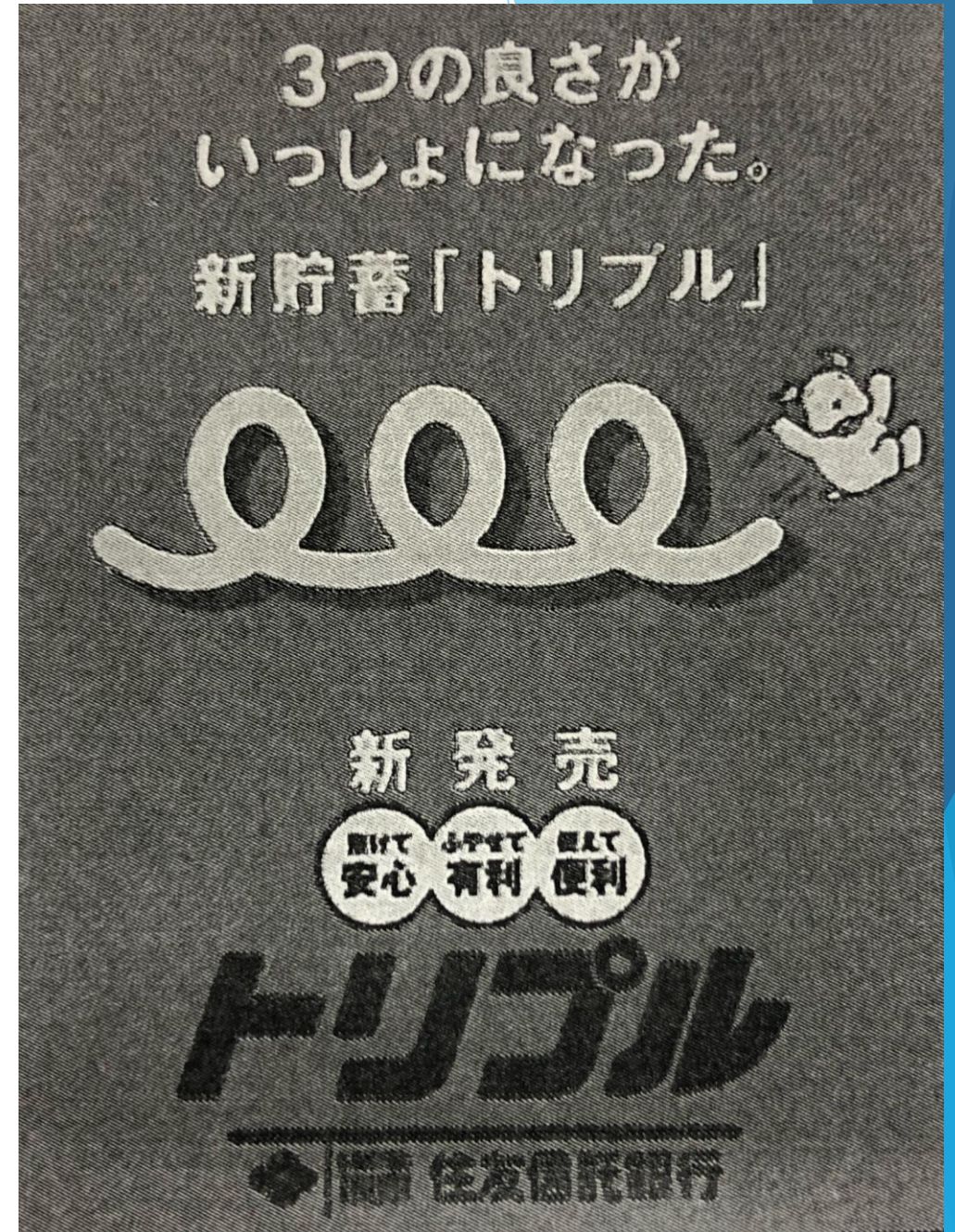
住友信託銀行の変動金利預金 「トリプル」のパンフレット

1996年

日経優秀商品・サービス賞
優秀賞受賞

発売以来1年で
残高は6,600億円に達した

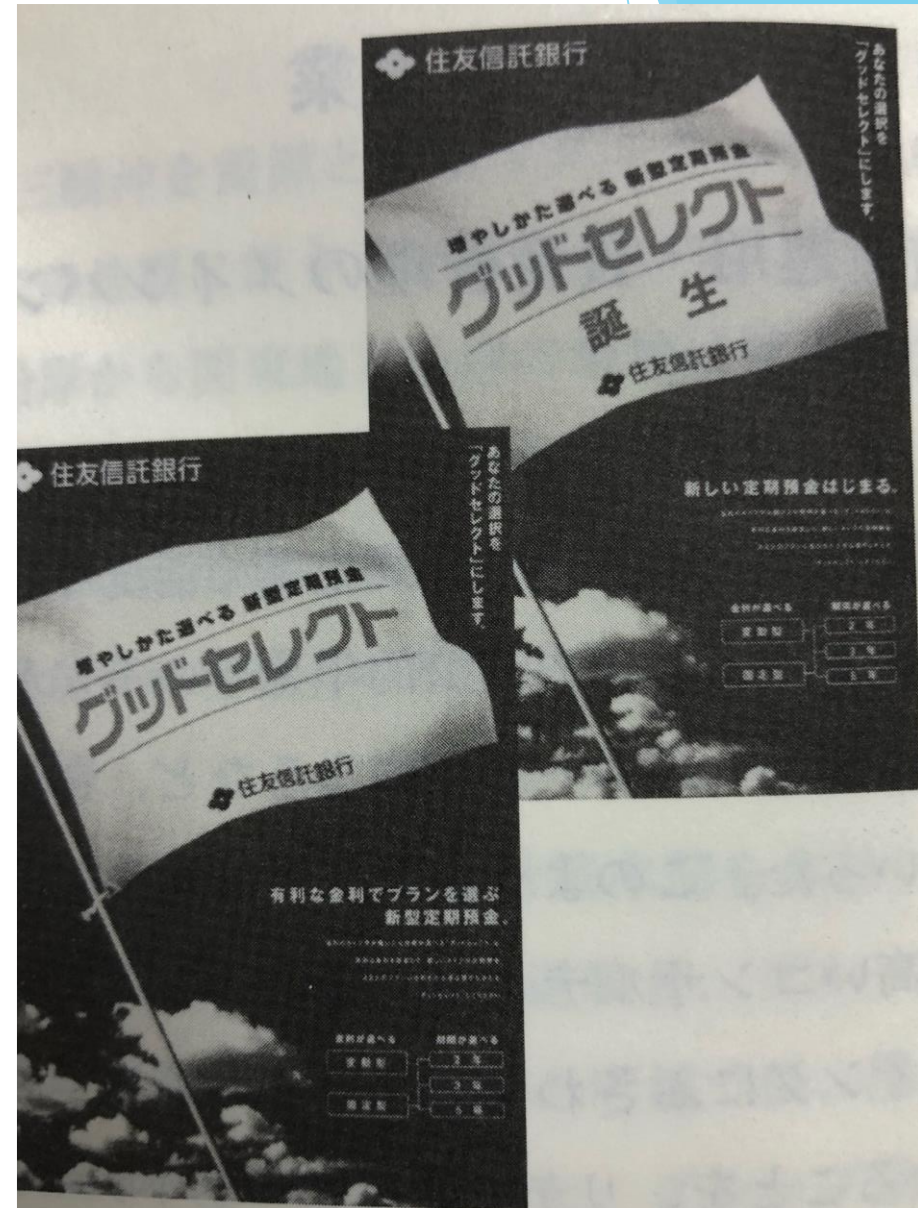
信託銀行による「愛称付き」
新型定期預金のさきがけとなった



住友信託銀行の「グッドセレクト」のパンフレット

新型定期預金 (変動金利・固定金利)

満期まで保有することで、
好金利に



- ▶ **1960年代は、高度経済成長の時代。**
- ▶ **池田勇人内閣の国民所得倍増計画の下、所得水準・消費水準が上昇。**
- ▶ **1964年、新幹線開通、東京オリンピック。**
- ▶ **1965年から「いざなぎ景気」。**
- ▶ **1968年に、GNPは米国に次ぐ世界第2位。**
- ▶ **1960年代の年平均成長率は10.4%。**
- ▶ **所得水準上昇に伴い、三種の神器が普及。**

1960年7月 第一次池田内閣発足



1964年 東京オリンピック開催



- ▶ **1960年代、労働市場が労働力不足に転換。**
- ▶ **従業員の老後生活保障ニーズ**に対応する**企業年金の重要性がクローズアップ。**
- ▶ **1962年、税制面の優遇措置を備えた適格退職年金信託。**
- ▶ **1967年、民間の企業年金と調整するため、厚生年金に肩代わりすることを認めた調整年金信託。**
- ▶ **1969年 従業員持株信託。**

適格年金のパンフレット（例）



従業員持株信託のパンフレット（例）



企業年金信託

(適格退職年金信託・調整年金信託等)

- ▶ 従業員に年金や一時金を給付するために積み立てる年金資金を信託。
- ▶ 信託銀行の高度な運用・管理機能利用。
- ▶ 企業が破綻した場合も資産は保全される。
- ▶ 現在、厚生年金基金信託、確定給付型企业年金信託、企業型確定拠出年金信託の3種がある。

信託法学者の言葉から（信託の観念）

- ▶ 信託は、その目的が不法や不能でないかぎり、どのような目的のためにも設定されることが可能である。
- ▶ したがって、信託の事例は無数にありうるわけで、それを制限するものがあるとするれば、それは、法律家や実務家の想像力の欠如にほかならない。

（四宮和夫「信託法」（新版）15頁）